



上海事務所: 上海市黄浦区九江路399号華盛大厦1007室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市工業園区中新路8號貴都大厦3FC2 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市福田区竹子林紫竹七道8号求是大厦西座30層3018室 (TEL:86-755-8831-6995)

**[INDEX]**

中国法改正ニュース

- 1.《一部商品の輸出増値税還付率引き上げに関する通知》
2. 国務院が内需拡大策10項目を発表
3. 増値税改正に関する財政部・国家税務総局の質疑応答
4. 2008年11月より施行の法律法規

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

## 中国法改正ニュース

### 1. 《一部商品の輸出増値税還付率引き上げに関する通知》

財政部と国家税務総局は、2008年11月1日より3486品目の商品について、12月1日より3770品目の商品について、輸出増値税の還付率を引き上げると発表した。還付率が引き上げられる主な商品は以下の通りである。(具体的な品目については、財政部・国家税務総局公布の《増値税輸出還付率引き上げ商品リスト》をご確認下さい。)

#### 2008年11月1日より引き上げられる商品

- (1) 繊維製品と衣類、玩具: 14%に引き上げ
- (2) 日用セラミック製品: 11%に引き上げ
- (3) プラスチック加工製品: 9%に引き上げ
- (4) 家具: 11%, 13%に引き上げ
- (5) 抗エイズ薬、遺伝子組換え食品など付加価値の高い製品: 9%, 11%, 13%に引き上げ

#### 2008年12月1日より引き上げられる商品

- (1) ゴム製品、林産物: 9%に引き上げ
- (2) 金型、ガラス製品: 11%に引き上げ
- (3) 水産物: 13%に引き上げ
- (4) カバン、靴、帽子、傘、家具、寝具、照明器具、時計など: 13%に引き上げ
- (5) 化学工業製品、石材、非鉄金属加工等の製品: 11%, 13%に引き上げ
- (6) 電気機械製品: 11%, 13%, 14%に引き上げ

以上の調整は、2008年11月1日、12月1日より執行する。具体的な執行期日については、“輸出貨物通関申告書(輸出増値税還付専用)”に税関が明記した輸出日を基準とする。

### 2. 国務院が内需拡大策10項目を発表

国務院の温家宝総理は、11月5日、国務院常務会議を招集し、内需拡大と経済成長を促進するための政策を立案した。

会議では、「この2ヶ月間、世界的な金融危機は日々深刻さを増しており、国際経済環境の中国に対する悪影響を防ぐため、柔軟で慎重なマクロ経済政策を採用し、複雑で変化の多い状況に対応しなければならない。当面、積極的な財政政策及び適度に緩和された通貨政策を実施し、さらに強力な内需拡大政策を打ち出し、民生事業・インフラ整備・生態環境建設及び被災地の再建を推進し、低所得層を中心に都市部と農村部の住民の所得水準を高め、安定した経済成長を促進しなければならない。」と指摘した。会議では、内需拡大及び経済成長促進のために、以下の10項目の措置を決定した。

- (1) 保障された住環境改善事業の加速
- (2) 農村のインフラ設備建設の加速
- (3) 鉄道・道路・空港など、重要なインフラ設備建設の加速
- (4) 医療衛生・文化事業発展の加速
- (5) 生態環境整備の強化
- (6) 自主開発と構造調整の加速

- (7) 地震被災地の再建復興事業の加速
- (8) 都市部・農村部の住民の所得引き上げ
- (9) 全国全ての地区・全ての業種で増値税改革を実施
- (10) 金融面の経済成長支援の強化

以上 10 項目を実施するため、2010 年末までに約 4 兆元(57 兆 1,200 億円)の投資が必要であると見積もられている。

### 3. 増値税改正に関する財政部・国家税務総局の質疑応答

2008 年 11 月 11 日、財政部及び国家税務総局は記者会見を開き、「増値税暫定条例(改正草案)」について質疑応答を行った。改正草案の概要は以下の通りである。

#### (1) 主な改正点

- ① 2009 年 1 月 1 日以降に新たに購入する固定資産に関わる仕入増値税は、売上増値税から控除し、当期中に控除しきれない場合は、翌期以降に継続して控除する。

- ② 家屋・建築物などの不動産は増値税控除の対象とならない。
- ③ 輸入設備増値税の免税政策、外商投資企業が国産設備を購入する際の増値税還付政策は廃止する。
- ④ 小規模納税人の増値税の税率を一律 3% に引き下げる。
- ⑤ 鉱産物の増値税の税率を 17% に引き上げる。

#### (2) 実施時期

2009 年 1 月 1 日より実施

#### (3) 対象地域及び適用業種

全国・全業種に適用

#### (4) 仕入増値税控除の適用納税者区分

増値税一般納税人

#### (5) 仕入増値税控除適用の対象固定資産

機器・機械・車両運搬具(小型自動車・バイク・遊覧船などを除く)及び、その他の生産・経営に関連する設備・道具・器具など

### 3. 2008 年 11 月より施行の法律法規

2008 年 11 月より施行される法律法規は以下の通りである。

**《不動産取引過程の税收政策の調整に関する通知》**: 個人が 90 平米以下の普通の住宅を初めて購入する場合、税率を 1% まで引き下げる。

**《公共図書館建設標準》**: 公共図書館の蔵書数、閲覧席の占有面積などの指標を定めている。

**《人民解放军伝染病防止条例》**: 伝染病防止法の規定に基づき、法定伝染病の種類と病種を調整、追加し、医療管理などを強化する。

## 中国最新情報

### 【上海】外灘—陸家嘴をつなぐトンネルが貫通

上海の浦東地区と浦西地区をつなぐ「人民路越江トンネル」が 11 月 3 日、貫通した。人民路越江トンネルは、浦西人民路と淮海東路の交差点から、浦東銀城東路と浦東南路の交差点までの全長約 3097 メートル。このトンネルと現在建設中の新建路トンネルが連結すると、黄浦江から蘇州河河口にかけた「黄金の三角地帯」が形成される。

### 【蘇州】江蘇省の空港建設が加速

江蘇省政府は、内需拡大のための 10 項目を正式に発表した。その中でも、空港建設の計画は速度を増しており、来年の空港建設投資予定額は今年の四倍に当たる 16 億元とされている。

### 【深圳】第 6 回中国(広州)国際自動車展覧会開催

11 月 19 日より琶洲展館にて広州モーターショー(第 6 回中国(広州)国際自動車展覧会)が開催されている。会場の総面積は 125,000 m<sup>2</sup> と昨年より 25% 広がっており、トヨタ・日産・ホンダなどととも初参加のダイハツのブースも見られた。

本ニュースレターの著作権は弊社に帰属します。本文内容の無断での複製・転載を禁じます。

Copyright © Y's consulting limited